

役員報酬等の支給額について

大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第7条第1項の規定により、令和5年度の役員報酬額及び退職金額を公表します。

1 役員報酬額

| 役職 | 常勤・非常勤 | 報酬額 | 備考 |
|------|--------|-------------|-------------|
| 副理事長 | 常勤 | 2,370,000円 | 令和5年6月30日退任 |
| 副理事長 | 常勤 | 7,110,000円 | 令和5年7月1日就任 |
| 常務理事 | 常勤 | 9,000,000円 | |
| 常務理事 | 常勤 | 13,007,351円 | |
| 常務理事 | 常勤 | 14,040,000円 | |
| 常務理事 | 常勤 | 13,921,690円 | |
| 常務理事 | 常勤 | 13,332,000円 | |

- ※ 役員報酬額については、自治体現職派遣者等は派遣元自治体における給与相当額、また自治体を定年退職後に就任した者は定額支給としております。
- ※ 非常勤の理事長、理事、監事へは、役員報酬は支給していません。
- ※ 役員報酬以外の賞与、諸手当の支給はありません。
ただし、通勤手当は実費相当分を支給しており、上記報酬額には含まれておりません。

2 退職金額

退職手当の支給はありません。